

秋田県スポーツ少年団登録規程の改定 対比表

旧	新
第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者の登録に関することについて定める。 第2条 登録は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、秋田県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。 第3条 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。指導者は、登録する年の4月1日現在満20歳以上とする。 2 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と、20歳以上の指導者2名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。なお、指導者は少なくとも2名以上を有資格指導者としなければならない。登録にあたっては、スポーツ少年団登録システムを用いて、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。 3 登録指導者は、認定員の資格を有した者を充て、2団以上の代表指導者をかねることはいない。ただし、認定員の資格を有していない指導者を登録する場合は、その年度内に認定資格を取得することを条件とする。 4 市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、スポーツ少年団登録システムを用いて8月31日までの期間中に秋田県スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、この時市町村所属の役職員の登録も同時に行うものとする。 5 秋田県スポーツ少年団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、スポーツ少年団登録システムを用いて9月30日までの期間中に日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、この時秋田県所属の役職員の登録も同時に行うものとする。 6 4、5項の登録にあたっては、市町村及び秋田県スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。 →1～6項は内規の第2条へ 第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。	第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・<u>役員およびスタッフ</u>の登録に関することについて定める。 第2条 登録は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、秋田県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。 第3条 登録は、秋田県スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものを<u>もって、市町村スポーツ少年団から秋田県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。</u> <u>2 前項の登録にあたっては、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。</u> 第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 秋田県スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったものに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。

~~（1）新規登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに機関誌を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。~~

~~（2）更新登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに機関誌を送付する。~~

~~（3）団員については、団員章を交付する。~~

~~（4）指導者については、登録証ならびに指導者章を交付する。~~

~~（5）役職員については、登録証を交付する。~~

→（1）～（5）項は内規の第3条へ

第6条 登録の認定を受けたものが、秋田県スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたときは、登録が取り消される。

~~第7条 登録者の個人情報、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団の個人情報取り扱いに準ずる。詳細については別紙のとおりとする。~~

→内規の第5条へ

第8条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て別に定めることができる。

附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 第3条2項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年2月15日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年3月1日に改定し、平成29年4月1日から施行する。

第5条 秋田県スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。

第6条 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会及び秋田県スポーツ少年団倫理規程に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該少年団の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第8条 本規程の改定は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、変更することができる。

附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 第3条2項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年2月15日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年3月1日に改定し、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年12月18日に改定し、令和2年4月1日から施行する。